

7 川崎市防災資器材貸出要綱【危機管理本部危機対策部】

(目的)

第1条 この要綱は、市内で活動する自主防災組織、町内会、自治会その他市長が認める団体（以下「自主防災組織等」という。）に対して、市が所有する防災資器材を貸し出すことにより、地域防災力の向上に資することを目的とする。

(貸出対象)

第2条 防災資器材の貸出対象は、自主防災組織等が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動等に限るものとする。

(貸出対象資器材)

第3条 貸し出す防災資器材は、次のとおりとする。

- (1) 発電機
- (2) 投光器（バルーン型LED投光器を含む。）
- (3) 組立式仮設トイレ
- (4) その他市長が認めたもの

(貸出申請等)

第4条 防災資器材の貸出しを受けようとする自主防災組織等の代表者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ防災資器材の貸出しの予約を行わなければならない。ただし、予約が重複する場合は、先着順によるものとする。

- 2 申請者は、前項の予約を行った後、防災資器材利用申請書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。
- 3 前項の申請にあたっては、申請者は、運転免許証その他本人を確認できる書類を提示するものとする。

(貸出決定等)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、防災資器材を貸し出すものとする。

- 2 災害時及び公用又は公共用に供する必要があると認められるときは、貸出しを行わないこととする。

(貸出期間等)

第6条 防災資器材の貸出期間は、5日以内とする。

- 2 貸出し及び返却の場所及び時間は、各区役所危機管理担当が指定した場所及び時間とする。
- 3 市長は、防災資器材を借り受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、防災資器材の貸出しを中止し、当該防災資器材を返却させることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により、防災資器材の貸出しを受けたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 災害時及び公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(費用の負担)

第7条 防災資器材の貸出しは、無料とする。

(禁止事項等)

第8条 借受者は、当該防災資器材を貸出目的に反して使用し、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 市域以外での使用
- (2) 営利目的の使用
- (3) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある活動
- (4) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項

(防災資器材の返却)

第9条 借受者は、貸出しを受けた防災資器材に破損、異常等がないか確認し、第6条に規定する貸出期間内に、指定された場所に防災資器材使用報告書(様式第2号)を添えて返却しなければならない。

(資器材の破損等)

第10条 借受者は、防災資器材を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

(免責)

第11条 市長は、防災資器材の誤った使用方法により生じた事故又は貸出中における防災資器材の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。